

## **[事案 28-282] 損害賠償等請求**

・平成 29 年 10 月 28 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 28-281] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

契約の原資とした、他契約における契約者貸付に関する募集人の誤説明等を理由に、本貸付利息の半額相当額の支払いおよび契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 12 月、募集人の提案によって、他保険会社と契約していた終身保険（他契約）から契約者貸付を受け、貸付金を原資に当該保険会社との間で介護終身保険を契約した。しかし、募集人が、契約者貸付について誤説明をし、または十分な説明を行わずに本貸付を受けさせ、その上でこれを保険料の原資として本契約を締結させたことは問題であるから、本契約を無効とし、他契約における貸付利息の半額相当額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約を取り消して既払込保険料の全額を返還することには応じるが、他契約における貸付利息の半額の支払いについては、募集人は何らかの利息が発生することを説明しており、申立人も理解していたことから、応じられない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本契約前後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本貸付に際して募集人が全く説明を行わなかったことにより申立人が契約者貸付について誤解したうえで本契約を締結したとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)募集人は、そもそも契約者貸付を利用して保険料の原資とする特別の必要性も、申立人からの希望もないにもかかわらず安易に契約者貸付を利用して本契約を成立させるよう働きかけ、契約者貸付に関する不十分な説明をする等、不適切な行為に及んだ。その行為の結果、保険会社は、新規契約の締結を得るといふ利益を得たと言える。